

公益社団法人 日野法人会広報誌

ふれあい

vol. 174

2018.5・6

主な内容

- ◆ 税務署からのお知らせ
- ◆ 新入会員のご紹介

平成31年（2019年）10月1日から 消費税の軽減税率制度が実施されます

平成31年（2019年）10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。

軽減税率（8%）の対象品目

飲食料品

飲食料品とは、食品表示法に規定する食品（酒類を除きます。）をいい、一定の一体資産を含みます。

外食やケータリング等は、軽減税率の対象品目には含まれません。



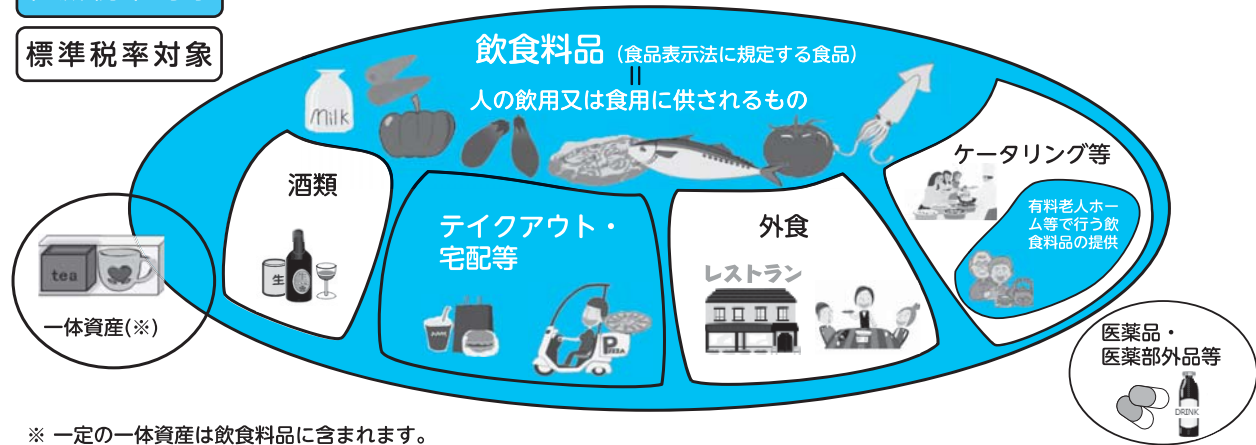
新聞

新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものです。

《軽減税率の対象となる飲食料品の範囲》

軽減税率対象

標準税率対象



※ 一定の一体資産は飲食料品に含まれます。

全ての事業者

飲食料品の売上げ・仕入れの両方がある課税事業者の方

売上げや仕入れについて、取引ごとの税率により区分経理を行うことや、区分記載請求書等を交付する必要があります。

飲食料品の売上げがなくとも、飲食料品の仕入れ（経費）がある課税事業者の方

仕入れ（経費）について、取引ごとの税率により区分経理を行う等の対応が必要となります。

免税事業者の方

課税事業者と取引を行う場合、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。

免税事業者の方へ



免税事業者

課税事業者から区分記載請求書等の交付を求められることがあります。



区分記載
請求書

免税事業者からの仕入れについても、仕入税額控除を行うためには、区分記載請求書等の保存が必要です。

課税事業者



帳簿及び請求書等

消費税率が複数税率となりますので、これまでの記載事項に加え、軽減対象資産の譲渡等である旨及び税率ごとに区分して合計した税込対価の額を記載した請求書等（区分記載請求書等）を発行することや、日々の経理において帳簿には軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨を記載することが必要となります。

《帳簿の記載例》

- ① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- ② 課税仕入れを行った年月日
- ③ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容
(軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨)
- ④ 課税仕入れに係る支払対価の額

総勘定元帳（仕入）					
XX 年	月	日	摘要	税区分	借方 (円)
11	30		△△商事㈱ 11 月分 日用品	10 %	88,000
11	30		△△商事㈱ 11 月分 食料品	8 %	43,200
②			①	③	④

《請求書の記載例》

- ① 区分記載請求書等発行者の氏名又は名称
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容
(軽減対象資産の譲渡等である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額(税込み)
- ⑤ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

請求書			① △△商事㈱
11 月分 131,200 円 (税込み)			平成XX年11月30日
⑤ 株主様	② 11/1	③ 魚 ※	5,400 円
	11/1	牛肉 ※	10,800 円
	11/2	キッチンペーパー	2,200 円
	合計		131,200 円
	10%対象		88,000
	8%対象		43,200
※は軽減税率対象品目			

軽減税率対策補助金

軽減税率対策補助金事務局（中小企業庁）では、複数税率への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等が、複数税率対応のレジの導入や、受発注システムの改修などを行うに当たって、その経費の一部を補助する軽減税率対策補助金による事業者支援を行っています。

軽減税率対策補助金の詳細は、「軽減税率対策補助金事務局」にお問合せください。

【URL】 <http://kzt-hojo.jp>

【専用ダイヤル】 0570-081-222

【受付時間】 9:00～17:00（土日祝除く）

軽減税率制度に関するお問合せ先

- 軽減税率制度に関するご相談は、以下で受け付けております。
 1. 消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター）

【専用ダイヤル】 0570-030-456

【受付時間】 9:00～17:00（土日祝除く）
 2. 電話相談センター

最寄りの税務署にお電話いただき、ガイダンスに沿って「3」を押すと、電話相談センターにつながります。

税務署の連絡先は国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）でご案内しています。
- 税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実等を確認させていただく必要のある相談）を希望される方は、最寄りの税務署への電話により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。
- 軽減税率制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。



QRコードから
国税庁ホームページへ

国税庁ホームページの
下段のバナーをクリック

消費税軽減税率制度

書面添付制度とは？

～経理課社員リサと顧問税理士サキ先生の税務問答～

税理士 野川 悟志

 **リサ** 法人税申告書等に税理士が作成した書面を付けると税務調査が省略になると聞きましたが、どのような制度なのでしょう。

 **サキ先生** その書面は税理士法33条の2に規定されている、いわゆる添付書面のことですね。税理士が書面を作成して、申告書に添付すると、調査の事前通知の前に税理士に対して意見聴取が行われ、税務署において申告内容に対する疑問点が解消して調査の必要がないと判断された場合には、調査が省略されることになります。したがって、書面を申告書に添付すれば、無条件で調査が省略になるわけではありませんので注意してください。

 **リサ** 書面にはどのようなことが記載されるのですか。

 **サキ先生** 税理士が申告書の作成に関して、計算・整理し、または相談に応じた事項などを記載することになります。

建設業の会社を例にしてみますと、売上について、例えば、「売上請求書、工事請負契約書、売掛金一覧に基づき、工事収入の計上時期の確認を行った」のように、具体的にどのような方法で確認したかを記載します。

また、前期と比較して金額が顕著に増減したものについては、例えば、「消耗品費の増加は、工事用消耗品の老朽化に伴い、入れ替えを行った。消耗品の中に資産計上すべきものがあるか否かの検討も行った」のように、増減理由とともに、税務上問題となりやすい点の検討状況を記載します。

 **リサ** 意見聴取はどのように行われるのですか。

 **サキ先生** 税務署において申告内容に対して何らかの疑問点があって、調査日時などを知らせる調査の事前通知を行う前に、税務署の担当者が税理士に対して、顕著な増減事項や理由など、個別・具体的な質疑が行われます。意見聴取を行って申告内容に対する疑問点が解消すれば、調査の必要性はなくなりますので、結果的に調査は省略となります。仮に、疑問点の全部が解消しない場合は調査に着手することになりますが、調査は解明すべきポイントを絞って短時間で終わることが考えられます。

 **リサ** 意見聴取で個別・具体的な質疑が行われた結果、申告内容に誤りがあって修正申告をする場合もあると思いますが、過少申告加算税は課されるのですか。

 **サキ先生** 国税庁の事務運営指針によれば、意見聴取の質疑等のみに基因して提出された修正申告書は更正があるべきことを予知してされたものには当たらないとされていますので、加算税は課されないと考えられます。

 **リサ** いずれにしても、申告内容に誤りがないように、法人会の「自主点検チェックシート」も活用しながら注意しないといけませんね。

【筆者紹介】 野川 悟志 (のがわ・さとし)

1965年生まれ。国税庁課税総括課、国税局法人課税課などを経て、東京都品川区で税理士登録。近著「経営に活かす 税務の数的基準」(共著、大蔵財務協会)、「税制改正経過一覧ハンドブック」(共著、大蔵財務協会)、「免税店のはじめ方」(税務経理協会)他。
HPは [しながわ税経事務所](#) で検索

高齢者雇用対策は、ダイバーシティ管理の宝庫

雇用問題コメンテーター 長嶋 俊三

●高齢対策は、多様な人材管理の基礎

いまや、70歳雇用時代。厚生労働省の調査では、70歳以上まで働ける企業の割合が22.6%となり、過去最高になった。こうなると企業に高齢者がいるのはごく当たり前のことで、高齢者対策といった施策は必要がないように思われる。しかし、ちょっと待ってほしいのだ。これまで国と企業が行ってきた高齢者対策は、単に高齢者の効率的な働き方の追求だけではない。若年者のキャリア形成、ミドル期のキャリア固有化、高齢期の職業人過程までの職業生涯にわたるもので、若・中・高の三世代が能力を最大限に発揮できる職場づくりを目指したものだ。つまり、高齢対策は、多様な人材の活性化を追求するダイバーシティ管理の基礎となりうるもので、働き方改革の宝庫でもある。

●従業員満足が、これからの企業戦略

事例を紹介しよう。この会社は、精密部品を加工する専門メーカーで、経営環境の悪化で若い人材が流出し、高齢者と農家の兼業主婦中心の従業員構成になった。70人の従業員のうち30%が高齢者。この中高年軍団で生産性を上げるにはどうしたらよいかを追求した。その結果、「人は人らしい仕事をする、機械は機械らしい仕事をする」という考え方に転換した。仕事は機械がする、人はそれを管理する。その基本が職場のジョブ・リ・デザインで、現場担当者が機械を管理しやすいようにするため生産機器すべてを調査し、視力、重量物、判断力・注意力を要するやりにくい作業は、すべてラクにできる自社開発のオリジナル専用機に切り替えた。また、従業員がいつでも機器の試作ができるよう

に「自由研究室」を設置した。この改善は、すべて従業員が実施するもので、経営層はいっさい口出しはしない。一定以下の金額であれば、決済も必要ない。

この改善は工場の機器にとどまらず、人事、能力開発、勤務態様までにおよび、賃金は月給制、日給制、時間給、年俸制から、勤務についても通常勤務、一定時間勤務、半日就労などから生活ニーズに応じて選択できるようになっている。従業員が一人入れば制度が一つ増えるという考え方なのである。「企業の資源である従業員を満足させることこそ、これからの企業戦略だ」と、当時の志村英一社長は言う。この戦略で、若者も増え、増収増益になったことはいうまでもない。

●ジョブ・リ・デザインが基本

これからの企業は、付加価値の高い商品、サービスを提供できるマネジメント力、開発力、業務推進力をもったゼネラリスト、スペシャリスト、エキスパートといった人材を育成していかなければならない。だからこそこの事例のように、人に仕事を合わせるジョブ・リ・デザインの考え方が必要となるのである。

【筆者紹介】 長嶋 俊三（ながしま・しゅんぞう）

1947年生まれ。明治大学卒。新聞記者、TVディレクターを経て、79年より(財)高年齢者雇用開発協会発行の月刊誌『エルダー』の編集を創刊から担当。2011年6月、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構を退職。著書に『60歳からの仕事』（清家篤慶應義塾大学教授と共著、講談社刊）、『エージェレス就業社会』（共著、日本能率協会マネジメントセンター刊）などがある。

第37回 せいせき桜まつりイベントに出展

第37回せいせき桜まつりが4月8日、東日本大震災復興支援を兼ねて、聖蹟桜ヶ丘駅周辺や多摩市関戸の九頭龍公園などを主会場として開催されました。法人会では、昨年同様に特設テント内にて大人向け、子供向け税金クイズを実施、解答した市民や子供約400名に、花鉢やメモ帳などを進呈しました。会場内では東北の海産物や地酒の販売なども行われ、多数の市民で賑わいました。



クイズ挑戦者全員に花鉢やメモ帳を進呈



模擬紙幣1億円の重さ体験も好評でした

第13回 法人会全国女性フォーラム「山梨大会」



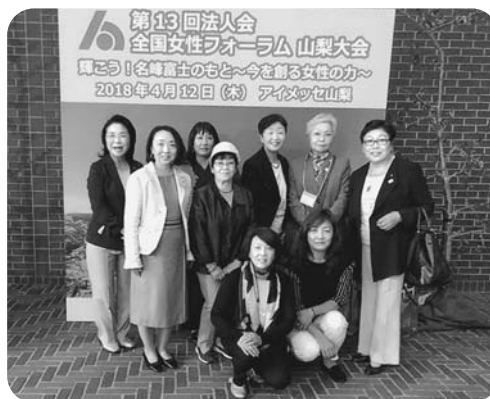
熱気あふれる大会会場

全法連主催による第13回法人会全国女性フォーラム「山梨大会」が、4月12日アイメッセ山梨を会場に開催されました。「輝こう！名峰富士のもと～今を創る女性の力～」を大会キャッチフレーズに、全国各地から1,700名を超える女性部会員が参加しました。第1部の記念講演では、フリーアナウンサーの国井雅比古氏より「小さな旅と私 ～人との出会いと

発見～」のテーマでユーモアあふれる講演をいただき、引き続き式典、懇親会に出席して、有意義な大会となりました。

当会女性部会からは、砂塚部会長をはじめ計10名が参加しました。

なお、来年の大会は4月25日（木）に富山県で予定されています。



当会から参加した女性部会の方々

法人税・消費税講座

3月7日多摩信用金庫高幡不動支店を会場に、法人税・消費税の申告書の書き方をテーマとした、法人税・消費税講座が開催されました。講師に日野税務署の大久保審理担当上席を招き、やさしく解説いただきました。



確定申告書の書き方をやさしく解説

馬場副署長を講師に税務講話

女性部会は3月28日、京王クラブを会場に税務研修会を開催しました。

日野税務署馬場副署長を講師に、「税務署の広報」をテーマとして確定申告時期の広報活動を中心に、ビデオも交え講話をいただきました。



講演する馬場副署長



女性部会員の多数が出席

第8回 税に関する絵はがきコンクール全作品を展示

女性部会主催による第8回税に関する絵はがきコンクールに応募された全作品を、2月から3月の確定申告の時期に合わせて、管内に掲示しました。



全応募作品を高幡不動駅構内南北自由通路に



日野市応募作品を日野市役所1階ロビーに



多摩市応募作品を多摩市役所確定申告会場に



稲城市応募作品を稲城市役所1階ロビーに

支部税務研修会

日野地区第6支部は3月15日、日野税務署大久保審理担当上席を講師に招き、ニュースになった税金の実例解説や民間給与の実態統計調査などを主なテーマに、支部税務研修会を開催しました。



大久保上席を講師に招いて

新入会員のご紹介

平成29年11月～

法人名	住 所	連絡先TEL	業 種	支部データ
(株) 鈴木瓦店 本店	日野市日野本町 4 丁目17-9	042-514-9391	屋根工事業	日野地区第 1 支部所属
司法書士田中孝和事務所	立川市富士見町5-12-13	042-548-9620	司法書士	日野地区第 2 支部所属(賛助 会員)
(同) ワークサイト	日野市新町 2 丁目3-9	090-1454-0765	耐震製品の販売	日野地区第 2 支部所属
LiveBar ZAZ	日野市多摩平 5 丁目5-1	042-843-3044	飲食業	日野地区第 4 支部所属(賛助 会員)
(株) 奏 和 園	日野市落川600 ボヌール203	042-506-5345	造園	日野地区第 9 支部所属
あ、八 丈 島	日野市高幡10	042-593-1619	賃貸業	日野地区第10支部所属(賛助 会員)
インド食堂 アンジュナ	日野市高幡3-7 ユニバーサルビル 1 F	042-593-3590	インド料理	日野地区第10支部所属(賛助 会員)
オプティオプト・ジャパン(株)	日野市百草920-71	042-591-6322	技術コンサルティング	日野地区第12支部所属
(有) ケアサポート芙蓉	日野市旭が丘 2 丁目27-3	042-589-2434	介護事業	日野地区第13支部所属
(株) ディ. エル. エー	八王子市松が谷1358-2	042-677-7919	飲食店	日野地区第13支部所属
(同) 小 川 商 店	八王子市旭町10-2 セブンイレブン八王子マルベリーブリッジ店	042-642-1270	コンビニエンスストア経営	日野地区第13支部所属
サロン・ド・エスティナー	多摩市一ノ宮 3 丁目2-13-602	042-311-1490	エステサロン	日野地区第13支部所属(賛助 会員)
(株) ジ ッ ク ス	多摩市東寺方684	042-400-6081	清掃業	多摩地区第 2 支部所属
保険レスキュー(株)	八王子市高倉町21-14 レクシオ北八王子406	090-2404-5766	保険代理店	多摩地区第 2 支部所属
(有) カ サ イ	多摩市和田502-11	042-371-4347	農業用機器の販売修理	多摩地区第 3 支部所属
(株) シ ル ク	多摩市落合 1 丁目9-6 山の手ビル10F	042-372-4923	飲食業	多摩地区第 5 支部所属
(医) 社 団 香 有 会	多摩市鶴牧 6 丁目8-16 1 階 はつの歯科医院	042-316-9551	歯科医療	多摩地区第 7 支部所属
相 澤 設 備	多摩市関戸 5 丁目16-3	042-375-9059	空調メンテナンス	多摩地区第 9 支部所属(賛助 会員)
林 歯 科 医 院	多摩市関戸 4 丁目4-10 神谷第一ビル 6 F	042-337-5451	歯科医療	多摩地区第 9 支部所属(賛助 会員)
小 倉 建 物 (有)	稲城市東長沼966-23	042-378-1644	ハウスクリーニング・ 消毒(シロアリなど)	稲城地区第 1 支部所属
(有) ハラダ・マネージメントサービス	稲城市矢野口797	042-337-4639	不動産の賃貸借・管理	稲城地区第 1 支部所属
(有) シ ク ヤ 商 会	稲城市東長沼1422	042-378-3201	電気・通信機器	稲城地区第 2 支部所属
(株) 淡 雪	稲城市東長沼2025	042-379-1262	不動産貸付	稲城地区第 2 支部所属
(株) lstyle	稲城市坂浜2206-1 読売センター京王若葉台店	042-350-6260	新聞販売店	稲城地区第 3 支部所属
(株) シ ャ ル ム	武蔵野市境南町2-9-9-304	042-231-5588	サービス業	管外会員

「セミナーDVDレンタルサービス」が新しくスタートします!!

会員様だけのレンタル料金・送料無料 のお得なサービスになります。
自己研鑽や社員研修に是非ご利用ください。

STEP1



ネットでお申し込み

STEP2



オフィス・ご自宅
お届け

STEP3



ポストにご返却

購入すると
9,720円のDVDを
無料でレンタル

多彩なバリエーションと一流の講師陣による豊富なコンテンツが満載

ふれあいコーナー

掲載無料

企業PR、新商品の紹介等にご利用下さい。
掲載ご希望の方は事務局まで。

お好み焼・もんじゃ焼・鉄板焼

竹とんぼ

ふらっと寄れる身近なお店
おいしいお好み焼を食べながら
お酒を飲んで、会話がはずむ
楽しく・美味しく・暖かく
竹とんぼはそんなお店です



日野法人会会員の方は
6月末まで10%割引！

(株)ディ・エル・エー 〒192-0354 東京都八王子市松が谷1358-2

ご予約・お問い合わせ
☎ 042-677-7919

営業時間

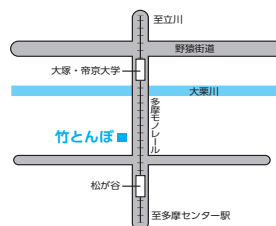
月～金

17:00～23:00 (L.O. 22:30)

土・日・祝

12:00～15:00 (L.O. 14:30)

17:00～23:00 (L.O. 22:30)



〈日野地区 第13支部所属〉

株式会社 麻生 徽章

TEL 042-374-0330(代)
FAX 042-374-0477

〒206-0033 東京都多摩市落合六丁目9番地1

営業品目

バッジ・メダル

カップ・トロフィー

キーホルダー・タイ止め・ストラップ

校旗・社旗・会旗・優勝旗・懸垂幕・横断幕・のぼり・腕章・ワッペン

看板 (室内サイン・屋外アートサイン/デザイン設計 施工)

〈多摩地区 第7支部所属〉

地域とともに歩み続ける かかりつけ薬局・薬剤師として...

健康管理士・
認知症ケア専門士も
います



絵本に囲まれた待合室が
●地域の皆様の集まりの
場所に
●ミニコンサート会場に

有限会社 向陽台薬局

〒206-0803 東京都稲城市向陽台5-5-1

TEL:042-378-4193 FAX:042-378-4192

〈稲城地区 第4支部所属〉

今後の説明会・研修会・イベント等予定

5月 16日(水) 14:00	決算法人説明会(5月決算法人)	日野税務署
17日(木) 16:00	女性部会 講演会・報告会	レストラン神谷
18日(金) 17:00	日野地区第3・4・5・7・8支部 報告会・税務研修会	満留寿
21日(月) 18:00	日野地区第1・2・13・14支部 報告会・税務研修会	すしおおまさ 坊ホール
22日(火) 16:00	源泉部会 講演会・報告会	レストラン神谷
24日(木) 18:00	青年部会 報告会	すしおおまさ 坊ホール
29日(火) 16:00	第8回通常総会	京王プラザホテル多摩

6月 2日(土)	親と子の税金教室「潮干狩り」	千葉県・富津海岸
6日(水) 14:00	新設法人説明会	日野税務署
12日(火) 14:00	決算法人説明会(6月決算法人)	日野税務署
19日(火) 14:00	決算法人説明会(7月決算法人)	日野税務署

詳細は日野法人会のホームページをご参照ください。(http://www.tohoren.or.jp/hino)

第8回 通常総会のお知らせ

と き：5月29日(火) 午後4時
ところ：京王プラザホテル多摩

- ・ 議 事
 - 第1号議案 平成29年度事業報告承認の件
 - 第2号議案 平成29年度収支決算報告承認の件
 - ・ 報告事項
 - (1) 平成30年度事業計画について
 - (2) 平成30年度収支予算について
- ※ご欠席の場合は、委任状のご提出をお願い致します。

広報誌「ふれあい」に 折込チラシを同封しませんか。

会員の皆様にお届けする広報誌「ふれあい」と一緒に折込チラシを同封いたします。配布は年6回、配布数は日野市、多摩市、稲城市の会員企業約1,600社です。封入費用は、1回あたり1万円です。詳細は事務局までお問い合わせください。

法人会の法律相談 (東京法人会連合会)

法律全般(相続等会社業務以外の相談も可)

1時間まで無料 お気軽にどうぞ!!

○詳細は、事務局までお問い合わせ下さい。 ☎ 042-593-9900

国税電子申告・納税システム

e-Tax

納税にはダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。
※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税の申告をするとこんなメリットが!

添付書類の
提出省略

還付が
スピーディー

「e-Tax」なら
国税に関する申告や
納税、申請・届出などの
手続がインターネット
で行えます。

電子申告で効率UP!



法人会は会社経営の効率化のために
e-Taxの普及を支援しています。

ご利用に際し条件、注意事項があります。
詳しくはホームページでご確認ください。

イータックス

検索

編/集/後/記

今年、東京の桜の開花は、平年より9日早く、昨年より4日早い開花日となりました。

4月8日に開催された「せいせき桜まつり」では、葉桜と新緑が折り合ったイベントでした。昨年からの「ふれあい」の広報編集に携り1年が経過しました。広報委員になってからは、毎回広報誌を読み直しています。ふれあいコーナーの担当の時は、過去に掲載された企業を調べて重複しないように心がけております。

また、裏表紙の担当の時は、市役所や図書館にて、町名・地名、名所旧跡など題材を探し改めて大変勉強になります。毎号、委員の方々がローテーションで知恵を絞って編集しています。ぜひ、参考文献にいただければ幸いです。

広報副委員長 小磯美江子

表紙 紹介

新緑の池(多摩市 瓜生緑地) 多摩市永山の瓜生緑地は、永山駅から徒歩25分、鎌倉街道に面したところにある緑が豊かな公園です。せせらぎが流れているので夏には涼しく感じられるスポットです。

池には小魚、ザリガニやアメンボなど様々な生き物が生息しています。サイクリングロード、ジョギングロードなどもありますので自転車でサイクリングをしたり、走ったりするにはちょうどよい公園です。

家族でお出かけするスポットとしてオススメです。

写真提供 玉山 洋行 氏(多摩市貝取)

“町名・地名 名所旧跡” 物語 ⑬

ふれあい
ウォッチング

舗装の下に残る江戸時代の石橋 葎草橋（稲城市）

江戸時代初期に開削され、稲城市域とその下流地域の農業を支えてきた大丸用水。9本の本流と約200本の支流を合わせた総延長が200kmに及ぶこの用水を維持管理する「大丸用水改良区」の理事長から、「アスファルト舗装の下に江戸時代に造られた石橋が残っている」と教えられて、見に行きました。

稲城市東長沼地区と押立地区の境に流れる大丸用水の支流・菅掘に架かる「葎草橋^{りっそうばし}」は、江戸時代後期の天保9年（1838年）に、長沼村と押立村が協力して木橋から石橋に架け替えました。

葎草橋を渡る旧道は、北上すると稲城市域に3つあった多摩川の渡しの1つ・押立の渡しに通じ、南下すると川崎街道へ出て川崎や八王子、小田原に通じる、かつての幹線道路であったようです。橋のたもとにある「葎草橋の碑」の左側面には、この道路の要衝ぶりを示すように、「江戸 七里、八王子 四里、川越 八里、小田原 十六里、大山 十二里 川崎 六里…」と8方面への道程が刻まれています。

この碑には、橋の由来を記した銘文のほかに、右側面には「渠田川や多摩の葎の橋はしら 動ぬ御代の石と成蘭」という歌が刻まれ、安定した世の中を願う両村民の願いが表されているようです。橋が造られたのは天保の大飢饉の時代だったこともあったのでしょうか…

このように「葎草橋の碑」は、石橋の記念碑でありながら道標としての機能も併せ持った例の少ない貴重な石碑として、昭和51年に稲城市指定文化財となっています。

最後に、なぜ葎草橋という名称が付いたのでしょうか？ 碑の歌にも詠まれている「葎」は生い茂って藪のようになる、つる草のことだそうです。「葎草」になるとカナムグラというクワ科のつる草の薬用植物をいうそうです。いずれにしろ、今は往時を偲ぶよすががありませんが、かつてはつる草が生い茂る道筋に架けられた石橋だったのでしょうか。

〈参考 稲城市HPより〉



葎草橋（下部の橋桁と橋脚が石造り）



葎草橋の碑（稲城市指定文化財）



葎草橋が架かる大丸用水・菅掘



葎草橋から押立方面を見る

公益社団法人 日野法人会広報誌

ふれあい 5・6月号

平成30年5月15日発行（通巻174号）

発行 公益社団法人 日野法人会

〒191-0031 東京都日野市高幡3-8 ☎ (042)593-9900

URL: <http://www.tohoren.or.jp/hino>

発行人 会長 岩田 利夫 編集 広報委員会

印刷 システム印刷株式会社 日野市高幡1012-13



この印刷製品は、環境に配慮した
素材と工場で製造されています。



この印刷製品は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。